資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二六四号）

平成二十五年十二月十二日

富山市新根塚町一丁目二番八号

株式会社サンミナミ

代表取締役　南　重男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月二日

掲載頁　三十六頁（号外第二六一号）

平成二十五年十二月十二日

福岡県北九州市門司区柳町二丁目五―五

株式会社石原商事

代表取締役　根石　紀雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月二日

掲載頁　三十六頁（号外第二六一号）

平成二十五年十二月十二日

福岡県北九州市門司区柳町二丁目五―五

株式会社リテイル・アドバンテージ

代表取締役　根石　紀雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少して一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月十二日

宮崎市大坪町尾崎二二三八番地一〇

有限会社サンタインターナショナル

代表取締役　山田　稔裕

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月十二日

東京都港区芝二丁目三番三号

株式会社ミューテック

代表取締役　向尾　三男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月十二日

東京都立川市曙町二丁目四二番一号

株式会社立川パーキングセンター

代表取締役　岩﨑　泉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月十二日

東京都立川市曙町二丁目四二番一号

プランタン商事株式会社

代表取締役　岩﨑　泉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年一月十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月十二日

三重県松阪市上川町三六二〇番地の一四

松阪工具株式会社

代表取締役　野呂　利幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月十二日

群馬県桐生市元宿町九番四〇号

丸幸株式会社

代表取締役　澤田　匡宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月十二日

東京都豊島区駒込一丁目三五番二号

株式会社日本ブライト

代表取締役　田中　幸雄

限定承認公告

本籍福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原三〇二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松本　久

右被相続人は平成二十五年五月七日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月四日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

東京都足立区六木四丁目二番一六号

限定承認者　牛島　久子

限定承認公告

本籍東京都中央区新富一丁目四番地三、最後の住所千葉県市川市東菅野二丁目一五番八号

被相続人　亡　宮倉　務

右被相続人は平成二十五年九月六日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月二日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

東京都西東京市ひばりが丘北三丁目七番九号四〇二号室

相続財産管理人　宮倉　喜和

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市南区芝町八四番地、最後の住所愛知県名古屋市港区当知三丁目二一一〇番地西川ハイツ三〇三号

被相続人　亡　水野　雅夫

右被相続人は平成二十五年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

愛知県東海市名和町三―一一二メゾンひかり二〇二

相続財産管理人　水野　貴夫

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所名古屋市緑区桃山一丁目六六番地桃山住宅三棟三〇六号

被相続人　亡　三本恙士こと　趙　洋一

右被相続人は平成二十五年六月五日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

名古屋市緑区桃山一丁目六六番地桃山住宅三棟三〇六号

相続財産管理人　三本貞美こと　李　貞美

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年七月二十三日開催の臨時総会において、出資一口の金額を八十万円から五十万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年十二月十二日

静岡県伊東市広野一丁目一番一九号

伊東温泉施設利用協同組合

代表理事　木村　隆至

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十二日付第二七一号　六四ページ●同日付政府調達第二三四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）